

本日議論いただきたい論点

※(1)～(3)は、資料3-3の下線番号に対応

○事前避難対象地域の設定

(1) すべての住民が、地震発生後では津波から緊急避難することができない地域※を、それぞれの地域の实情に応じて設定

※国ガイドライン p 51：後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域

(論点)

- ・ 施設整備の進捗に合わせた見直しをその都度行うのか
- ・ 観光客等の事前避難をどう対応するか（繁忙期や帰宅困難な場合等の対応）

(2) 高齢者等事前避難対象地域に対しては、避難準備・高齢者等避難開始を発令※

※国ガイドライン p 54 と同じ表記

(論点)

- ・ 病院や社会福祉施設等の入院・入所者への対応
- ・ 事前避難による環境変化がかえって健康に悪い影響を与えるおそれがある（特に、在宅で介護・治療中の要配慮者）
- ・ 避難に伴い生じた症状悪化等に誰が責任を負うのか

○事前避難所の選定及び確保

(3)

- ・ 知人宅や親類宅等へ避難を促すことが基本※としつつも、事前避難対象者数を勘案した選定

※国ガイドライン p 61 と同じ表記

- ・ 緊急避難場所から避難先への円滑かつ安全な移動手段の検討※

※国ガイドライン p 64：避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する

(論点)

【健常者】

- ・ 既存の指定避難所は半数以上が学校
⇒学校を避難所とした場合、避難所運営と授業継続を両立できるか
学校以外の避難所は確保できるか（地域の公民館・集会施設、宿泊施設などの活用）
- ・ 避難後に後発地震が発生した場合に、本来避難予定の人が避難できない可能性がある
⇒避難所と既存の指定避難所の棲み分けは必要か

【要配慮者】

- ・ 十分なスペースの確保や、生活環境及び健康の維持に配慮した避難所をどのように確保すべきか
- ・ 自ら避難することが困難な方々の移動手段をどうするか